

令和2年 4月 8日

保護者各位

「学校感染症に関する登校申出書」について

栃木県立石橋高等学校長

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

昨年度、県教育委員会より、県医師会からの依頼もあり、学校感染症に関する対応として、医療機関の治癒証明書等を一律に求める必要はないとの通達がありました。これに伴い、これまで使用しておりました証明書の形式も廃止をされ、本校では、昨年度までインフルエンザに関しては、医療機関の証明書に代わり、登校申出書の提出をしていただいております。

また、現在流行しております新型コロナウイルス感染症が、2月より学校感染症第一種対象となりました。つきましては、医療機関にて新型コロナウイルス感染症と罹患した、またその疑いがあると診断された場合は、出席停止となります。

今後、医療機関ですべての学校感染症に罹患、または罹患した疑いがあると診断された場合は、「学校感染症に関する登校申出書」を保護者の方に記入していただき、治癒しましたら、登校時にご提出ください。この申出書をもって、学校感染症の罹患、医師から指示事項、出席停止期間等の確認をさせていただきます。

「学校感染症に関する登校申出書」は、本校HPからダウンロードできます。また参考までに、学校感染症の種類、出席停止期間の基準も記載しておりますので、ご確認ください。

登校再開にあたりましては、他の生徒への感染予防のためにも、医師の指示に従い、学校感染症が治癒したことをご確認のうえ、無理のないようお願いいたします。